

議案第19号

かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例制定の件

かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例

かごしま食と農の県民条例（平成17年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第17条」を「第20条」に改める。

第9条の見出し中「理解促進」を「理解の促進」に改め、同条中「都市と農村の交流の促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進」を「農畜産物の持続的な供給の重要性」に改め、「理解の促進」の次に「、農業に関する情報提供及び学習の機会の充実等の推進並びに都市と農村の交流の促進」を加える。

第11条の見出し中「安定供給」の次に「及び農業資材の確保」を加え、同条中「県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給する」を「我が国の食料供給基地として、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保に資する」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「から加工」を「、加工」に改め、「まで」を削り、「促進」を「推進」に、「食の安全・安心対策」を「安全で安心な農畜産物の安定的な供給」に改め、同号を同条第1号とし、同条に次の1号を加える。

(2) 家畜排せつ物の堆肥化、飼料の生産の拡大その他の地域資源の活用等による農業資材の確保に関する施策

第13条を削る。

第12条の見出し中「確保・育成」を「の確保及び育成」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「農業に就業」を「就農」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件の整備、家族農業経営の活性化並びに農業経営の法人化の促進に関する施策

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（環境への負荷の低減に関する施策）

第12条 県は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の低減化の促進、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費が広く行われるよう、消費者への適切な情報の提供の推進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(農村振興に関する施策)

第20条 県は、快適で魅力ある農村地域、中山間地域及び離島地域の振興を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備に関する施策
- (2) 農業及び農村が果たしている多面的機能が発揮されるよう、農業の担い手及びそれ以外の多様な農業者並びに農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進に関する施策

2 県は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

3 県は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

第17条を削る。

第16条中「並びに」の次に「農業保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）第2条第1項に規定する農業共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）への加入の促進及び」を加え、同条を第19条とする。

第15条第1号を次のように改める。

- (1) 国、独立行政法人等の試験研究機関、大学、民間等と連携した試験研究を行うことによる、家畜の改良増殖及び農作物の新品種の研究開発、環境への負荷の低減に資する農業技術及び気候の変動に適応した農業技術の開発の推進並びにそれらの成果の普及並びに試験研究体制の整備に関する施策

第15条第3号中「充実強化」の次に「その他の家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「地域農業」を「地域の農業」に改め、同号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (2) 情報通信技術その他の先端的な技術を活用した農畜産物の生産、加工又は流通の方式の導入の促進に関する施策

第15条を第18条とする。

第14条の見出し及び同条中「販売・流通」を「販売、流通」に改め、同条第2号中「本県産」を「県内産」に改め、「次号において同じ。」を削り、同条第3号中「気象条件」の次に「等の本県の特徴」を加え、「及びかごしまブランドに準ずる銘柄産地の育成」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「県内産農畜産物」を「県内産農畜産物等」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 県内産農畜産物及びその加工食品（以下「県内産農畜産物等」という。）のイメージアップ、付加価値の向上、販路拡大及び流通の効率化に関する施策

- (6) 県内産農畜産物等の輸出の促進に関する施策

第14条を第17条とし、同条の前に次の3条を加える。

(農業経営の支援を行う者の確保に関する施策)

第14条 県は、農業経営の支援を行う者を確保するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保に関する施策
- (2) 農作業の受託、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に関する施策

(農地の有効利用及び確保に関する施策)

第15条 県は、農業生産に必要な農地の有効利用及び確保を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化に関する施策
- (2) 農地の適正かつ効率的な利用の促進に関する施策
- (3) 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する施策
- (4) 荒廃農地の発生防止及び解消に関する施策

(農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策)

第16条 県は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに、災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の実施に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

近年の食、農業及び農村をめぐる国内外の諸情勢の変化並びに食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、本県の食、農業及び農村の振興に関する施策を見直すため、所要の改正をしようとするものである。